

新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会 審査結果報告書  
(新潟県立鳥屋野潟公園 (女池地区及び鐘木地区))

平成 24 年 12 月

新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会

新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査結果について  
(新潟県立鳥屋野潟公園(女池地区及び鐘木地区))

新潟県立鳥屋野潟公園(女池地区及び鐘木地区)指定管理者指定申請の審査結果を別紙のとおり報告します。

平成24年12月26日

新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会

委員長

望月 迪洋

○ 新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員名簿

氏名	役職名等	備考
望月 迪洋	新潟市地域・魅力創造部政策調査監	委員長
西久保 勝郎	税理士法人さくら総合会計新潟事務所 代表社員	
佐竹 直子	NPO 多世代交流館になニーナ 代表	
加瀬 由紀子	環境カウンセラー	
渡辺 明雄	ビオトープ施工管理士	
岡部 裕一	(公募委員)	
桑野 なみ	(公募委員)	

## 1. 審査の概要

### (1) 審査の進め方

- ・委員会による審査は、提案内容について書類審査とプレゼンテーション審査を行う第一次審査と、県の指定管理料負担額に関する審査を行う第二次審査により実施する。
- ・第一次審査では、指定管理者に期待する事項の必要性・重要性を勘案して設定した審査項目毎に適格性を判断若しくは得点を付与することで最上位提案を決定し、その提案をもとに県が要求すべき最適な仕様を決定する。第二次審査では、その仕様に基づく指定管理料の提示を求め、原則として最も価格の低い者を指定管理者候補として選定する。
- ・ただし、第一次審査における最上位提案者の指定管理料提案額が最も低い場合、若しくは第一次審査通過者が1者のみである場合は、その最上位提案者若しくは唯一の第一次審査通過者を指定管理者候補として選定するものとし、その後の第二次審査は行わない。

### (2) 第一次審査 11月9日(金)～11月19日(月) (書類審査) 11月26日(月) (プレゼンテーション審査)

- ・申請のあった3者について、事業計画等の提案に関する書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、選定基準に定める審査項目毎に施設管理の適格性を判断若しくは得点を付与した結果、3者全てを第一次審査通過者と決定した。

### (3) 第二次審査

- ・第一次審査において最上位提案者となった者の提案価格が申請者中最も低かったため、行わなかった。

## 2. 審査結果

別紙1の選定基準に基づき審査を行ったところ、別紙2のとおりの結果となったため、指定管理者候補の第1順位を「株式会社アール・ケー・イー」、第2順位を「鳥屋野潟セントラルパークグループ」、第3順位を「財団法人新潟県都市緑花センター」とした。

### 【総評】

- ・第一次審査を通過した3者は、いずれも当公園を安定的に管理する能力を有し、かつ最も安価な指定管理委託料で運営することができる団体である。
- ・上記3者のうち「株式会社アール・ケー・イー」は、当公園の利用促進やサービス向上の観点から、施設効用を最も大きく発揮することができる団体と認められる。

別紙1 選定基準

①基礎項目（施設の安定管理に相応しい能力があるか）【適格性の有無】

審査項目（大項目別）		
計画の提案に関する事項		
利用促進やサービス向上のための取組が行われること		適格性の有無
適切に施設、設備及び備品等が管理されること		適格性の有無
安定的な運営が行われること		適格性の有無
適切な管理と安全を確保できる組織・体制		適格性の有無

②提案項目（施設効用を最大限に発揮できる提案か）【得点式】

審査項目（大項目別）		配点 (満点)
計画の提案に関する事項		80点
利用促進やサービス向上のための取組が行われること		80点
合計		80点

## 別紙2 審査結果

### 【第一次審査】

#### ①基礎項目（適格性の有無）

審査項目	審査の視点	鳥屋野湯とトラフ パークグループ	株式会社 アールケーイー	財団法人 新潟県都市 緑花センター	
取 組 が 促 進 や サ ー ビ ス 向 上 の た め の 行 わ れ る こ と	1 利用者の平等利用の確保	・都市公園法、都市公園条例を理解し、住民の平等利用が確保されているか ・公園の設置目的に合致した管理運営方針となっているか	適	適	適
	環境に配慮した事業活動	・リサイクル等、資源の有効活用や適正な処理に関する方針が示されているか ・環境に配慮した物品等を優先的に購入する方針が示されているか	適	適	適
	県内産業振興・雇用確保	・県内産品を優先的に活用する方針が示されているか ・県内雇用を優先的に配慮する方針が示されているか	適	適	適
	適切な事業評価と評価を活かした管理運営	・現状把握方法と評価基準が示されているか	適	適	適
等 が 管 理 さ れ る こ と 及 び 備 品	2 植栽の維持管理方針	・公園の特性を踏まえた植栽管理の方針が示されているか ・上記内容に適切な根拠があるか	適	適	適
	施設、設備及び備品等の維持管理方針	・現状の管理水準を維持させる手法が示されているか ・各種管理記録等の整備保管方法が具体的に示されているか ・上記内容に適切な根拠があるか	適	適	適
	類似施設の管理実績	・公園等の管理実績はあるか	適	適	適
行 安 定 的 な 運 営 が 行 わ れ る こ と	3 基本的な会計経理・経営基盤の安定性	・法人等が公園管理を継続できるだけの経営基盤を有しているか ・経理に係る規定を整備しているか	適	適	適
	収支見込みの妥当性・健全性	・利用料金収入、管理運営経費等の収支計画は合理的、安定的なものとなっているか	適	適	適
織 ・ 体 制 な 管 理 と 安 全 を 確 保 で き る 組	4 適切な管理体制の確保	・必要な箇所に正規職員を配置しているか ・再委託をする場合、再委託業務の監督に必要な専門職員を配置しているか ・常に応急の維持管理や公園運営に対応できる体制となっているか	適	適	適
	安全対策、危機管理体制	・緊急時に関する取組が具体的に示されているか ・災害等緊急時における利用者の安全対策が具体的に示されているか	適	適	適
	個人情報保護・守秘義務遵守のための方策	・個人情報保護に関する取組が適切に示されているか ・守秘義務の遵守に関する取組が適切に示されているか	適	適	適
	情報公開への対応	・情報公開に関する取組が適切に示されているか	適	適	適

②提案項目（得点式）

※得点は、合計点における最高及び最低得点の委員を除く委員の平均点

審査項目		配点	審査の視点	鳥屋野潟センター パーク・ホール	株式会社 アール・ケー・イー	財団法人 新潟県都市 緑花センター
1 利用促進やサービス向上のための取組が行われること	利用者の増加及びサービス向上を図るための具体的な方策	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用目標を達成する上での、課題・問題意識が適切か</li> <li>・課題・問題意識を踏まえた計画において、利用者の利便性の向上や利用促進に向けた具体的な取組が提案されているか</li> <li>・提案の内容が効果的な利用者の増加及び利便性の向上に結びつくものか</li> <li>・経費の効率的執行の具体的な提案があるか</li> <li>・目標数値の設定が適正であり、合理的な理由があるか</li> </ul>	12.00	15.00	10.00
	広報・情報提供の積極的かつ効果的な提案	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が必要としている情報の提供が提案されているか</li> <li>・提案の内容が効果的な利用者の増加及び利便性の向上に結びつくものか</li> </ul>	9.00	8.25	9.75
	積極的な自主事業の提案	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの具体的な提案はあるか</li> <li>・公園として望ましい提案となっているか</li> <li>・実現に向け、関係機関等との調整は図られているか</li> <li>また、今後の調整方針は明確か</li> <li>・実施時期は明確か</li> <li>・提案により利用者の増加、サービス向上が図られるか</li> </ul>	9.00	14.00	10.00
	利用者意見の把握、苦情への対応方策	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な利用者意見の把握方法が示されているか</li> <li>・苦情も含めた意見の反映方法が示されているか</li> </ul>	9.00	11.25	8.25
	地域住民や関係団体等との連携方策	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民・団体との協働の取組提案等、積極的に地域住民・団体及び行政機関等と連携を図る姿勢が見られるか</li> </ul>	6.00	7.00	5.50
配点計		80	得点計	45.00	55.50	43.50

【第二次審査】

審査を省略した。